

令和6年度 集団指導資料

【居宅介護支援事業所編】

令和7年2月
いすみ市 健康高齢者支援課



集団指導における
指導項目
【居宅介護支援事業所】

4 項目

目 次



介護支援専門員の取り扱い件数



特定事業所加算の見直しについて



介護給付適正化事業の実施について



給付に関する届出

報酬 改定事項

居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しが行われております。

- (1) 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）の取扱い件数 ⇒ 現行の「40未満」を「45未満」へ
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）の取扱い件数 ⇒ 現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」へ
- (2) 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について・・・
ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅰ）の取扱い件数 ⇒ 現行の「45未満」を「50未満」へ
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅱ）の取扱い件数 ⇒ 現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」へ
- (3) 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱い件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

ケアプランデータ連携システムについて

公益社団法人国民健康保険中央会が運用、管理を行うシステムで、居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のためのものです。

算定要件となっている「ケアプランデータ連携システムを活用し」という部分についてですが、ケアプランデータ連携システムの利用申請を行い、ソフトをインストールしている場合に、要件を満たしたことになります。

【国民健康保険中央会：ケアプランデータ連携システム導入に関するページ】

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/application.html>

事務職員の配置について

事務職員の配置については、ケアマネジャーが行う一連の業務について、負担軽減、効率化に資する職員の配置が想定されています。

事業所への配置だけでなく、同一法人内の配置でも認められ、勤務時間数については特段の定め也没有ありません。基本的には、業務の実情を踏まえ、適切な数の配置をしている場合に条件を満たすことになります。

基準 改定事項

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下のとおり見直しが行われております。

- (1) 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。
- (2) 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。

【以前の基準】

利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

【改定後の基準】

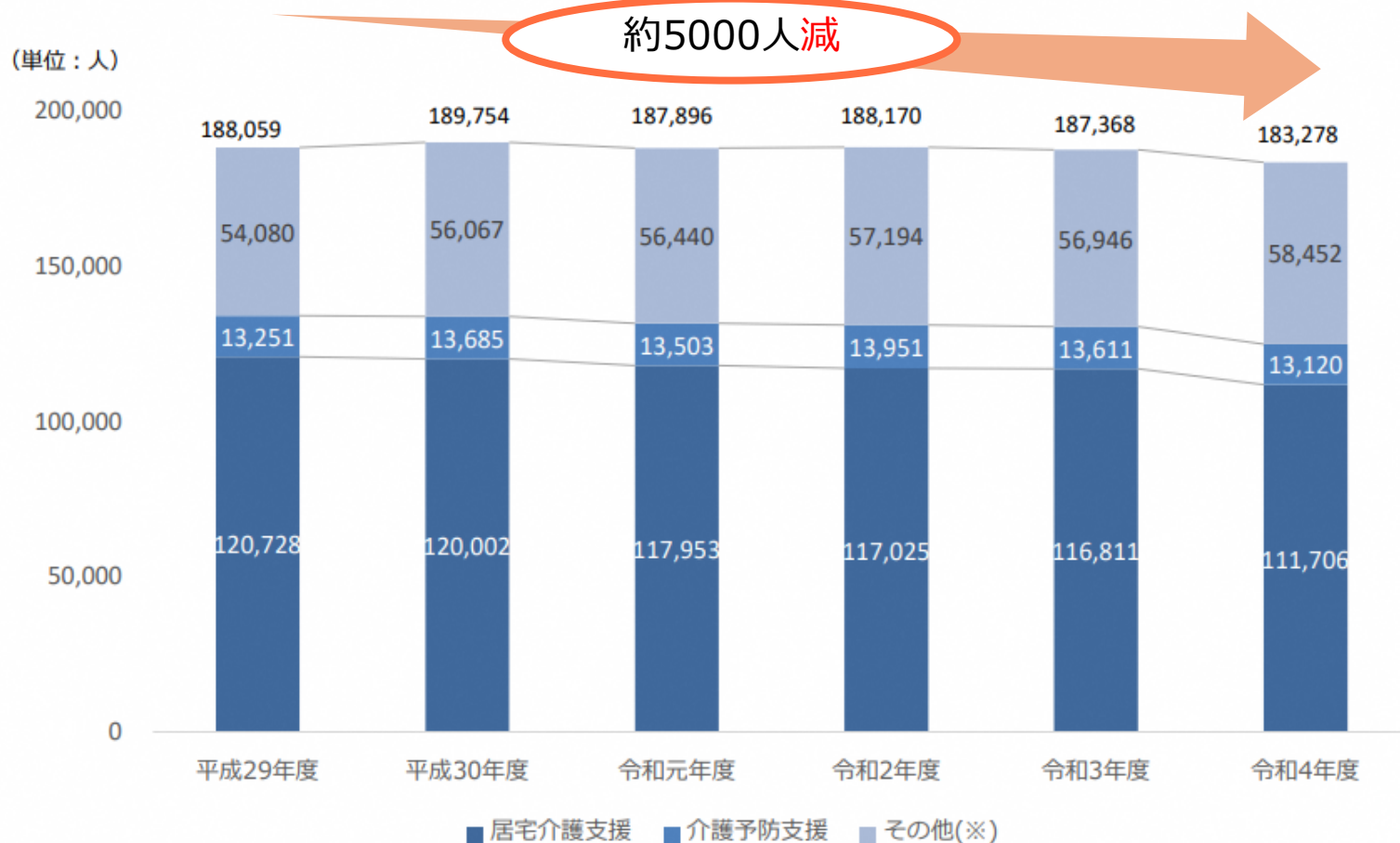
- ・ 利用者の数（指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。）が44又はその端数を増すごとに1とする。
- ・ 指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

令和6年度の報酬改定では、ICT等の活用を厚生労働省が推奨していることがうかがえます。

しかし、いすみ市での利用率はかなり低い割合となっており、普及している、とは言えない状況です。

報酬改定の影響で、今後利用率は多少上がる可能性はあるかと思われますが、連携する双方の事業所でシステムを導入している必要があることも、普及しない一つの要因となっているところです。

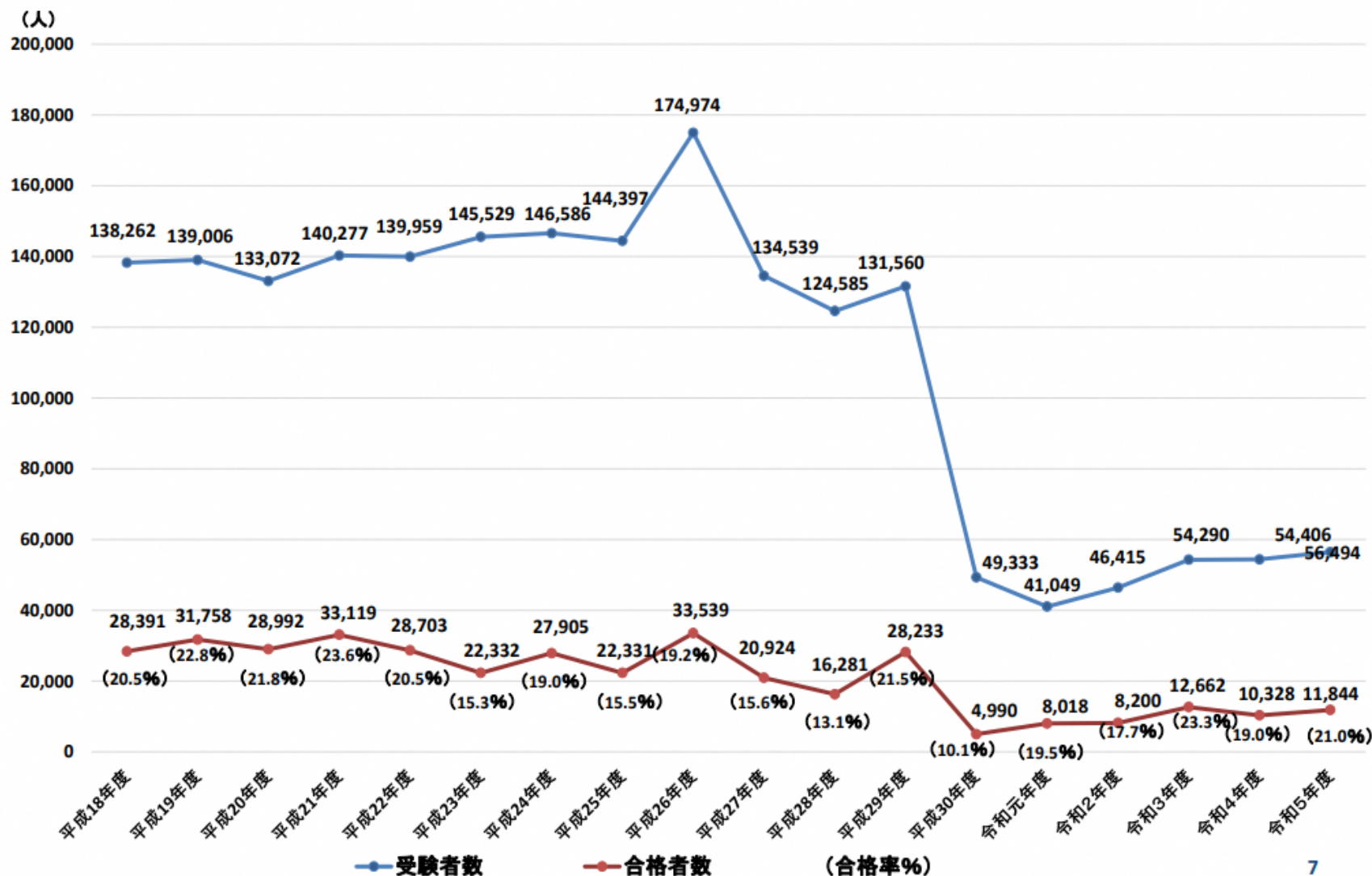
介護支援専門員の従事者数（実数）の推移



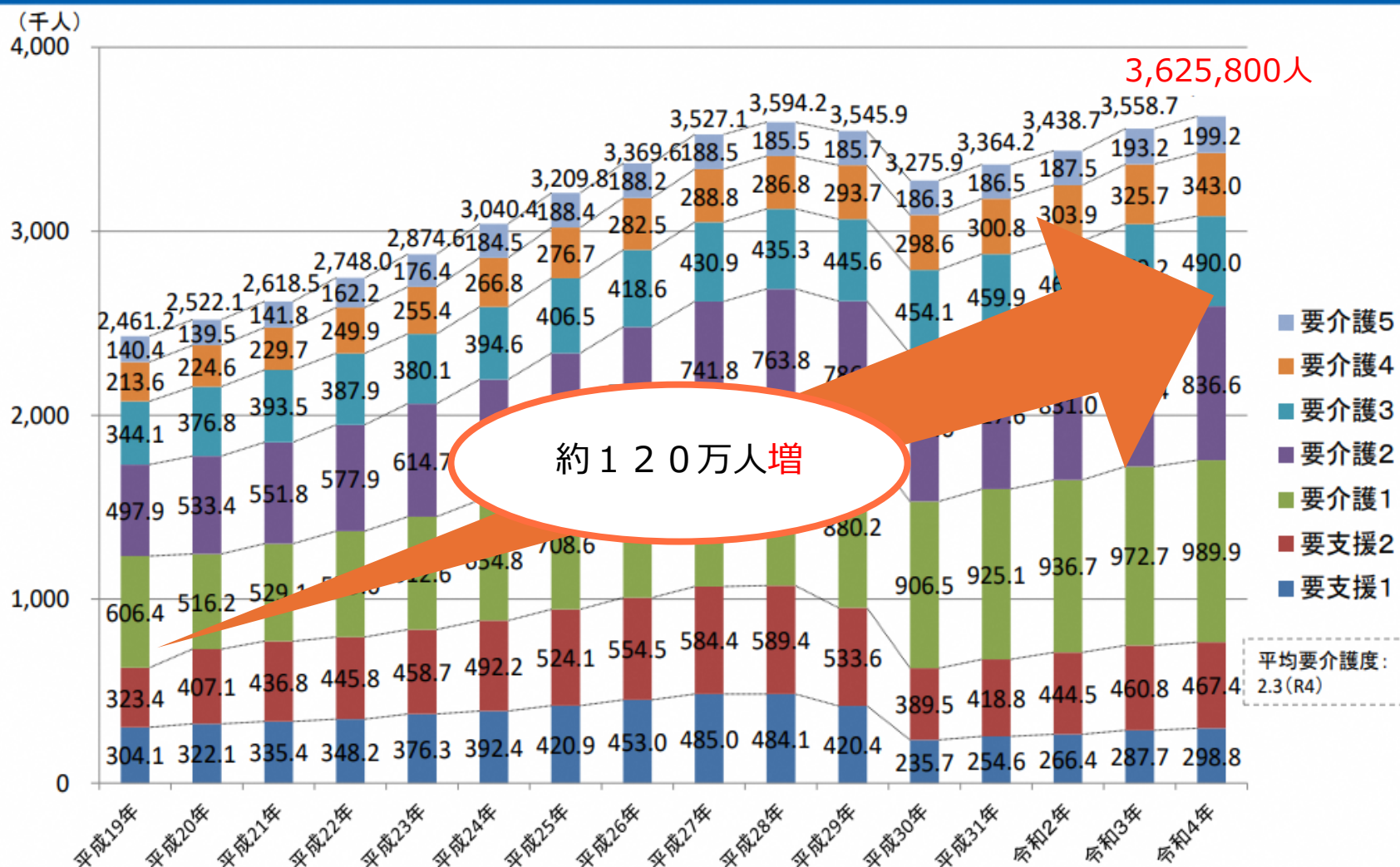
(※) 特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院

【出典】介護サービス施設・事業所調査（各年度10月1日時点）

介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数及び合格者数の推移



居宅介護支援・介護予防支援の要介護度別受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

ケアマネジャーの1人当たり担当利用者数について

1 事業所当たりの利用者数は95.0人（要介護80.8人 要支援14.2人）

ケアマネジャーの一人当たり担当利用者数は31.8人（要介護26.9人、要支援4.9人）

実施年度	調査事業名	回収数 (事業所)	1事業所当たり 利用者数 (人)			ケアマネジャーの 常勤換算人員 (人) (常勤+非常勤)	常勤換算の介護支援 専門員1人当たり利用者数 (人) (換算人員ベース)		
				要支援	要介護			要支援	要介護
R01	老健事業 (管理者要件に関する調査)	33,264	85.7	15.2	70.5	2.8	30.8	5.6	25.2
R02	老健事業 (管理者要件に関する調査)	30,021	88.3	14.1	74.2	2.8	31.0	5.1	25.9
R03	老健事業 (報酬改定の影響に関する調査)	1,134	93.2	13.4	79.8	3.1	32.7	4.8	27.9
R04	老健事業 (管理者要件に関する調査)	23,536	95.0	14.2	80.8	3.0	31.8	4.9	26.9

【出典】

- ・令和元年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業「管理者要件に関する調査」」(株)三菱総合研究所)
- ・令和2年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業「管理者要件に関する調査」」(株)三菱総合研究所)
- ・令和3年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」(株)三菱総合研究所)
- ・令和4年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業「管理者要件に関する調査」」(株)三菱総合研究所)

見直し概要 算定要件

居宅介護支援における特定事業所加算とは、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や専門性の高い人材を確保して、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する加算です。

令和6年度の報酬改定では、居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の赤字部分の見直しが行われました。

算定要件	(I)	(II)	(III)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること		○		
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		×	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること			○	
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること			○	
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと			○	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は50名未満）であること			○	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	

見直し内容

【加算の基本的取扱方針】

加算の対象となる事業所は、公正中立性を確保し、サービス提供主体から実質的に独立した事業所であり、常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが求められています。

【見直しの内容】

○単位数

加算	改正前	改正後
(Ⅰ)	505	519
(Ⅱ)	407	421
(Ⅲ)	309	323
(A)	100	114

報酬改定でそれぞれの単位数は上昇

加算の算定要件も一部改定

算定要件（１）（２）について

（主任）介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供など 委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との**兼務が可能**である旨を明確化。

算定要件（８）について

多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。

厚生労働省の定めた具体的運用方針では、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を習得する研修であれば、差し支えないとしている。

算定要件（９）について

事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除。

算定要件（１０）について

介護支援専門員が取り扱う一人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

ケアプラン点検

目的：利用者の自立支援に資するケアプランとなるよう、保険者と介護支援専門員が共に点検を行う。

(1)実施回数	令和6年度 年4回予定
(2)実施件数	1回あたり約20件
(3)点検対象例 (事例の中から選定します)	➢ 要介護認定情報と給付実績の突合を行い、抽出した内容に関するケアプラン ➢ 福祉用具購入・住宅改修を伴うケアプラン ➢ 生活援助中心の訪問介護サービスの回数が多いケアプラン ➢ 短期入所利用中の他サービスの給付のケアプラン ➢ 重度の寝たきり状態の方への福祉用具貸与に係るケアプラン

(4) 実施方法



縦覧点検・医療情報との突合

国保連から通知されたリストにより突合します。

【確認を求めるケースの例】

- 月を通して医療機関に入院しているにも関わらず、介護保険サービスの請求がある場合
- 医療保険の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者で、居宅療養管理指導費（Ⅰ）を算定している場合

軽度者に対する例外給付に関する届出

福祉用具貸与の原則

介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としているところです。

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された方（以下「軽度者」という。）は原則、車いす、特殊寝台等の対象外種目（※）は利用できません。

福祉用具貸与の例外

軽度者であっても疾患等により医学的な所見を得たうえで例外的に貸与が認められる場合があります。

⇒「軽度者に対する例外給付」

例外給付において疾病その他の原因により貸与を必要とする判断をする場合
いすみ市へ「**確認依頼申請書**」の届出が必要です！

例外給付として認められない例

- ・ 医学的所見を踏まえたサービス担当者会議を行っていない場合
- ・ 疾病その他の原因により貸与が必要な理由が明確ではない場合
- ・ 特殊寝台において、一般寝台と混同している場合
- ・ 医学的所見、支援経過、サービス担当者会議の要点などの記録が残されていない場合

【注意！】 車いすの貸与においても主治医から得た情報、サービス担当者会議で必要性を協議した内容及び支援経過は必ず記録して保管してください。

その他注意点

- ・ 要介護認定期間ごとに提出が必要です。
- ・ 暫定の場合においても、貸与する前に医学的所見の聴取・サービス担当者会議を行い、必要性を協議してください。

生活援助に関する届出について

訪問介護サービス（生活援助）が算定できるのは・・・

- ①利用者が1人暮らしにおいて家事を行うことが困難な場合
- ②利用者の家族等も含めて障がいや疾病の理由により家事を行うことが困難な場合
- ③利用者の家族等も含めてその他やむを得ない事情により家事が困難な場合

「その他やむを得ない事情」に該当しない事例

- ・やったことがない（家事の経験がない）
- ・家族に負担をかけたくない
- ・利用者が家族のためにやっていた家事を、ヘルパーに代行してもらいたい

※ 同居家族がいる場合とは、同一敷地内を含みます

基準回数を超える生活援助について

厚生労働省が定める基準回数を超えた場合は、ケアプランの提出が必要です。